

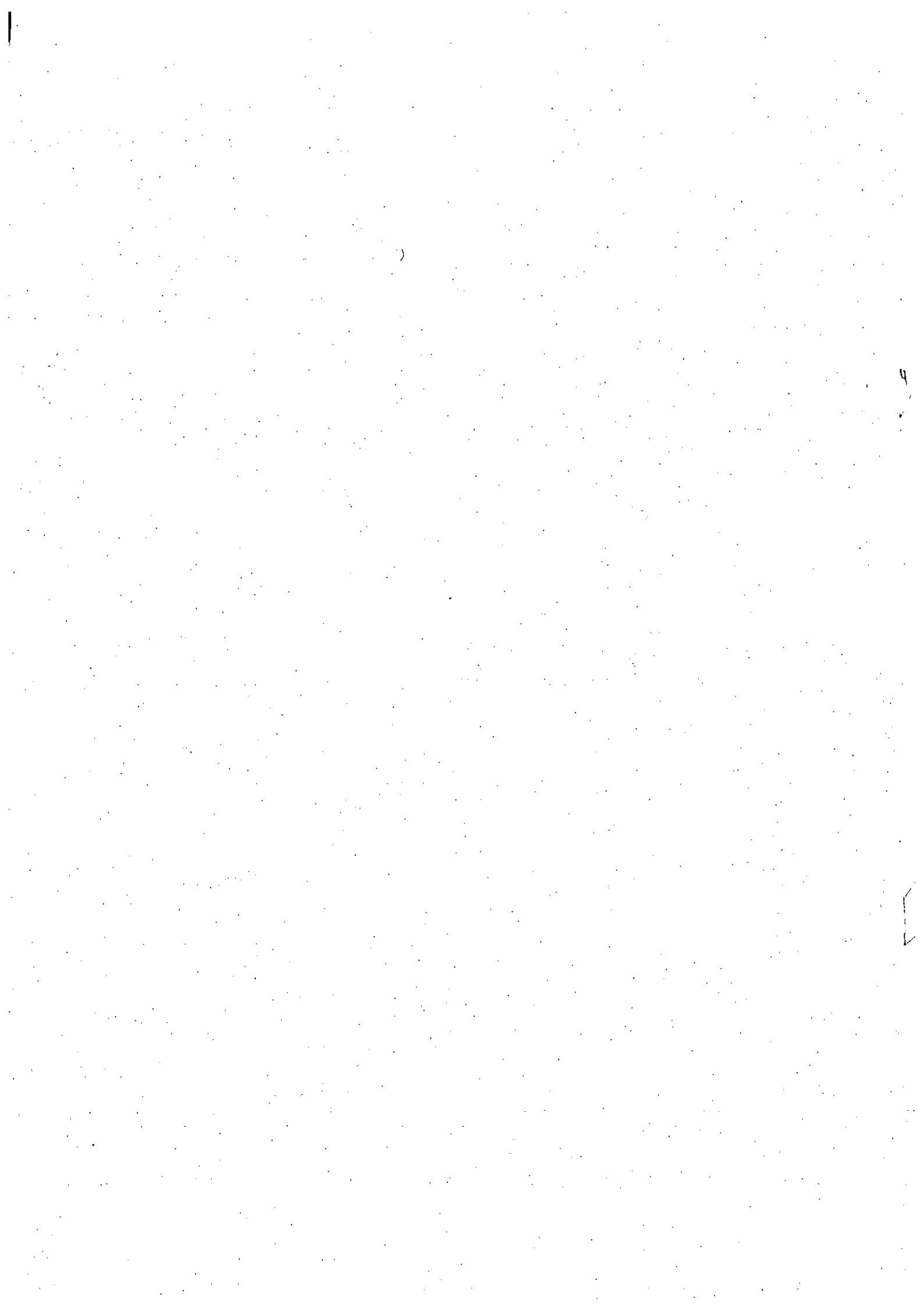
総務教育常任委員会資料

(平成30年3月20日)

〔件名〕

- ・更なる会計事務の適正化策の実施及び新たな収納方法の導入について
(会計指導課) …… 1

会 計 管 理 者



更なる会計事務の適正化策の実施及び新たな収納方法の導入について

平成30年3月20日
会計指導課

会計指導課においては、従来から対象を絞った各種研修会の開催や会計ヘルプデスクでの個別対応などにより、会計規則を初めとする各種規定に従った会計処理の適正化を図ってきたところですが、不注意によるミスや不適正な会計処理が未だ散見され、定期監査でも多くの指摘や注意を受けるなど各所属の会計事務に対する理解度が上がっていない現状があります。

ついては、各所属における会計事務の適正化の徹底を図るため、平成30年度に更なる適正化策を実施します。

また、平成29年4月からコンビニ収納の対象を拡大したところですが、県民の利便性向上のため、平成30年4月から新たにスマートフォンを利用した電子マネーによる収納方法を導入します。

1 更なる会計事務の適正化策

従来からの取組に加え、新たに、会計局職員が各所属へ直接出向いて会計事務の指導等を行う取組を実施する。指導に当たっては、平成28年度決算に係る監査指摘事項について、該当課からの聞き取り及び原因分析を行った結果も踏まえて行うこととする。

名称	内容	対象
会計プチセミナー	会計指導課・統括審査課職員が、各部局ごとに監査指摘事項などミスの多い事務を中心としたセミナーと会計相談を実施する。	本庁各部局及び地方機関
会計マンサリースUPPORT	モデル所属（課）を設定し、ミスの多い事務や所属で完結する事務について、1ヶ月間、会計指導課・統括審査課職員が訪問指導や起案時の指導等を行う。	希望する所属又は会計指導課が指定する所属
会計実地検査の対象拡大	検査対象を、これまでの地方機関に加え本庁にも拡大し、歳入事務など所属で完結する事務について実地検査を実施する。	本庁各課及び地方機関

<従来からの取組>

平成30年度の実施に当たっては、平成28年度決算に係る監査指摘事項について原因分析等を行った結果を踏まえた研修・指導内容を盛り込んでいく。

名称	内容	開催時期、対象等
新規非常勤職員会計事務基礎研修	会計事務に係る各種研修会	4月、新規非常勤職員
端末操作研修会		4月、新規採用職員
会計事務・物品事務制度改正説明会		3月、4月
新規出納員等研修会		5月、新規出納員・新任課長補佐
会計事務の基礎実務研修会		5月
会計事務別研修会		11月
本庁出納員検査	本庁各課の出納員による収納事務に係る検査、指導	9月、本庁該当課
会計ヘルプデスクへの質問対応	電話・メール等による会計事務の質問への回答	通年

2 新たな収納方法（スマートフォン決済）の導入

現在コンビニ収納可能な県税等について、コンビニ収納代行業者である地銀ネットワークサービス（株）が平成30年4月1日からヤフー（株）と提携した税公金のスマートフォン決済サービスを開始することに伴い、本県でも導入するもの。

(1) 利用対象

コンビニ収納が可能な県税（自動車税、個人事業税、不動産取得税）及び税外収入（県営住宅家賃、学校授業料、各種貸付金の返還金等）。

(2) 利用方法

スマートフォンにヤフーアプリをダウンロードし、納入通知書に印字されたバーコードを読み取り、Yahoo!マネー（電子マネー）で支払う（手数料無料）。

(3) 収納方法

コンビニ収納と同様に、地銀ネットワークサービス（株）を通じて県に収納する。

<コンビニ収納の状況（平成30年2月末時点）>

平成29年4月から対象を拡大した税外収入に係るコンビニ収納状況は以下のとおり。

○コンビニ収納率・・・51.1%

コンビニ収納件数 12,190件／コンビニ収納可能な収納件数 23,834件

○コンビニ収納のうち、金融機関の取扱時間外における収納率・・・63.5%

金融機関取扱時間外でのコンビニ収納件数 7,739件／コンビニ収納件数 12,190件